

Ⅵ 届出・苦情

届出・苦情に対する札幌市の取組と概況

1 大気汚染物質の発生源対策（ばい煙発生施設）

大気汚染防止法や市条例に基づくばい煙発生施設設置届等を審査し、発生するばい煙の大気汚染物質濃度が規制値未満となることを確認しています。また、定期的に立入検査を行い、設置事業者が適切にばい煙の自主測定を行っていること等を確認しています。

ばい煙発生施設事業場数 (自主測定を要するもの)	立入検査数	備考
約 540 事業場	約 54 事業場／年	10 年に 1 度は立入検査 (不適切事業者には継続実施)

2 大気汚染物質の発生源対策（VOC 発生施設）

大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）排出施設設置届等を審査し、発生する揮発性有機化合物濃度が規制値未満となることを確認しています。また、定期的に立入検査を行い、設置事業者が適切に自主測定を行っていること等を確認しています。

VOC 排出施設事業場数	立入検査数	備考
4 事業場	2 事業場／年	2 年に 1 度は立入検査

3 大気汚染物質の発生源対策（一般粉じん発生施設）

大気汚染防止法や市条例に基づく一般粉じん発生施設設置届等を審査し、粉じんの抑制対策が適切に取られていることを確認しています。また、定期的に立入検査を行い、構造・使用・管理基準を満たしていることを確認しています。

一般粉じん発生施設事業場数	立入検査数	備考
約 70 事業場	数事業場／年	粉じん苦情のあった事業場を 中心に立入検査

4 ダイオキシン類の発生源対策

ダイオキシン対策特措法に基づく特定施設設置届等を審査し、発生するダイオキシン類濃度が規制値未満となることを確認しています。また、定期的に立入検査を行い、設置事業者が適切に自主測定を行っていること等を確認しています。

ダイオキシン特定施設事業場数	立入検査数	備考
14 事業場	3～7 事業場／年	施設の種類に応じて、2 年または 5 年毎に立入検査

5 水銀の発生源対策

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設設置届等を審査し、発生する水銀濃度が規制値未満となることを確認しています。また、定期的に立入検査を行い、設置事業者が適切に自主測定を行っていること等を確認しています。

水銀排出施設事業場数	立入検査数	備考
7事業場	1～2事業場/年	ダイオキシン類と併せて立入検査

6 大気汚染物質の発生源対策（アスベスト建材を含む解体工事）

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届や市条例に基づく特定粉じん排出等作業完了届を審査し、解体工事に伴うアスベスト飛散防止措置が適切に講じられていることを確認しています。また、解体工事現場への立入検査によりその実効性を確認しています。

アスベスト建材の種類	本市の対応
吹付け石綿等（レベル1）	基本的に全件立入検査（養生検査）
保温材・断熱材等（レベル2）	基本的に全件立入検査（養生検査）
石綿含有成形板等（レベル3）	工事面積の大きなもの等を抽出し立入検査

7 水質汚濁物質の発生源対策（事業場監視）

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届を審査し、水質汚濁防止対策が適切に取られていることを確認しています。また、環境への負荷が大きいと想定される事業場については、排出水の水質を分析し、排出基準の適合状況を確認しています。

対象事業場数	立入数	備考
水質汚濁防止法：約70事業場 開発行為指導要綱：約110事業場	約60事業場/年	基本的に年1回

8 水質汚濁物質の発生源対策（鉱山）

豊羽鉱山及び旧手稻鉱山について、事業者と公害防止協定を結び水質汚濁防止対策を規定するとともに、排出水の水質を分析し、当該協定で定めた協定値を満たすことを確認しています。

対象事業場	採水回数	備考
豊羽鉱山 旧手稻鉱山	2か月に1回	周辺の河川水も定期的に分析

9 土壤汚染の発生源対策

土壤汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出書等を審査し、土壤中の有害物質の拡散を防止しています。

10 地盤沈下の発生源対策

市条例に基づく、揚水施設設置届、地下水採取量報告書、地下掘削工事届、地下水ゆう出量報告書を審査し、過剰な地下水のくみ上げによる地盤沈下の発生を防止しています。

11 騒音の発生源対策

騒音規制法や市条例に基づく、特定施設（騒音発生施設）設置届や拡声放送実施届を審査し、騒音の抑制対策が適切に取られていることを確認しています。

12 振動の発生源対策

振動規制法に基づく特定施設設置届を審査し、振動の抑制対策が適切に取られていることを確認しています。

13 生活環境に関する苦情相談への対応

市民から寄せられる、騒音や悪臭等の生活環境に関する苦情相談に対応しています。発生源となる事業者に対しては、法・条例で規定されている規制基準等の遵守を指導しています。法・条例が適用されない場合には、事業者の方へ周囲に配慮した作業を要請するほか、相談者と事業者とのコミュニケーションの促進や騒音計の無料貸し出し等により円滑な解決に努め、必要に応じて公害紛争処理機関を案内しています。

<届出・苦情の概況>

- 各環境法令や市条例に基づく届出を審査し、公害の未然防止に努めている。
- 市民からの生活環境に関する苦情相談への対応として、事業者に対して法・条例に基づく規制指導や配慮要請等を行い、市民の生活環境の保全に努めている。

1 大気関係事業場の状況

表 7-1-1 ばい煙発生施設数（令和 3 年 3 月末現在）

ばい煙発生施設		大気汚染防止法	市条例	道条例
種類	ボイラー	2888	2993	-
	金属精製、鑄造用溶解炉	5	8	-
	金属鍛造、圧延、熱処理用加熱炉	4	0	-
	石油製品等加熱炉	0	1	-
	窯業製品製造用焼成炉、熔融炉	2	0	-
	無機化学工業品、食品製造用反応炉、直火炉	0	1	-
	乾燥炉	15	6	-
	製銑、合金鉄、カーバイド製造用電気炉	1	0	-
	廃棄物焼却炉	18	45	-
	ガスタービン	139	-	-
	ディーゼル機関	541	-	-
	ガス機関	45	-	-
	ゴム製品製造熱処理施設	-	-	5
施設数計		3661	3054	5
事業場数		1718	1987	1

”-” は該当法令の適用外施設である。

表 7-1-2 揮発性有機化合物（VOC）排出施設数（令和 3 年 3 月末現在）

揮発性有機化合物（VOC）排出施設		大気汚染防止法
種類	塗装施設	3
	接着の用に供する乾燥施設	3
	印刷の用に供する乾燥施設	2
施設数計		8
事業場数		4

表 7-1-3 一般粉じん発生施設数（令和 3 年 3 月末現在）

一般粉じん発生施設		大気汚染防止法	市条例	道条例
種類	堆積場	50	9	-
	ベルトコンベア・バケットコンベア	110	-	197
	破砕機・摩砕機	22	-	10
	その他	27	-	37
施設数計		209	9	244
事業場数		36	9	29

”-” は該当法令の適用外施設である。

表 7-1-4 ダイオキシン類排出施設数（令和3年3月末現在）

ダイオキシン類排出施設			ダイオキシン類 特措法
種類	大気	製鋼用電気炉	1
		廃棄物焼却炉	21
	水質	下水道終末処理	5
施設数計			27
事業場数			14

表 7-1-5 水銀排出施設数（令和3年3月末現在）

水銀排出施設		大気汚染 防止法
種類	廃棄物焼却炉	16
施設数計		16
事業場数		7

表 7-1-6 特定粉じん排出等作業数（令和2年度）

特定粉じん排出等作業実施届出書		大気汚染 防止法
種類	1・2・3の項 解体作業	105
	4の項 改造・補修作業	79
作業数計		184

表 7-1-7 大気関係立入検査実施事業場数（令和2年度）

種類	事業場数
ばい煙発生施設	87※
電気工作物等であるばい煙発生施設	1※
一般粉じん発生施設	4

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から立入は行わず、文書による調査を実施した件数

2 水質関係事業場の状況

表 7-2-1 水質汚濁防止法届出事業場数（令和3年3月末現在）

区分	施行令別表 第一号番号	排水量		公共下水道 へ排出	合計	
		50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満			
農業	畜舎	1の2	1	4(2)	5(2)	
製造業	畜産食料品製造業	2	1		1	
	保存食料品製造業	4		1(1)	1(1)	
	みそ製造業	5	1		1	
	飲料製造業	10	2	2(1)	1	
	有機肥料製造業	11	1(1)	1		
	新聞業・出版業・ 印刷業・製版業	23の2		1	4	
	セメント製品製造業	54		1		
	生コン製造業	55	1	11(3)		
	鉄鋼業	61	1			
	酸アルカリ表面処理	65		1	8	
	電気メッキ業	66			6	
鉱業等	鉱業	1	1		1	
	砕石業	59		3	3	
	砂利採取業	60		2	2	
サービス業	旅館業	66の3	5(4)	2		
	飲食店	66の5	3(2)	3(2)		
	洗たく業	67			33	
	写真現像業	68			6	
	病院	68の2	1(1)		1	
	自動車分解整備業	70の2		1(1)		
	自動車両洗浄施設	71	1	7(5)		
その他	試験・研究機関	71の2	1		54	
	浄水場	64の2	4	1(1)		
	産業廃棄物処理施設	71の4		2(1)		
	し尿浄化槽	72	7(5)			
	下水処理場	73	9			
	共同処理施設	74		1		
貯蔵指定施設				2	2	
合計			40(13)	44(17)	116	200(30)

(注1) 生活環境項目に係る排水基準は、平均的な排水量が50 m³/日以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

(注2) ()内は、「開発行為等における汚水放流の指導要綱」対象事業場数

表 7-2-2 汚水放流指導要綱届出事業場数（令和3年3月末現在）

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
届出事業場数	9	11	9	14	5	3	12	37	6	7	113

3 騒音・振動・悪臭関係事業場等の状況

表 7-3-1 騒音・振動関係特定施設等の数（令和3年3月末現在）

特定施設等	騒音規制法	振動規制法	道条例		市条例騒音	
			騒音	振動		
種類	金属加工機械	499	516	90	124	362
	空気圧縮機等	7995	808	1016	242	956
	遠心分離機	—	—	—	12	—
	土石用破碎機等	11	8	83	86	—
	建設用資材製造機械	12	1	17	12	—
	穀物用製粉機	23	—	0	—	—
	木材加工機械	381	8	10	—	169
	印刷機械	636	314	50	93	—
	ロール機	0	6	—	0	—
	合成樹脂用射出成型機	0	0	24	24	—
	鋳造型機	16	27	0	0	—
施設数	9573	1688	1290	593	1487	
事業場数	1688	667	161	145	964	

・“—”は該当法令の適用外施設である。

・騒音関係施設（騒音規制法特定施設、道条例騒音発生施設）については、施設数の減少又は2倍以内の増加については届出の義務がないため、実数と一致しない。

表 7-3-2 特定建設作業届出数（令和2年度）

区分	使用する機械	届出数
騒音規制法	くい打ち機・くい抜き機	113
	さく岩機	898
	バックホウ・その他	89
振動規制法	くい打ち機・くい抜き機	134
	ブレーカー・その他	325

表 7-3-3 悪臭発生施設数（令和3年3月末現在）

悪臭発生施設		道条例
種類	動物の飼養・収容施設	2
	飼料・肥料製造施設	13
	ゴム製品製造施設	5
施設数計		20
事業場数		5

4 届出受理等件数

表 7-4-1 大気汚染、騒音、振動、悪臭等に係る届出受理等件数（令和2年度）

内容		件数	
届出	特定施設 設置届等	大気汚染防止法	63
		騒音規制法	23
		振動規制法	10
		北海道公害防止条例	5
		札幌市生活環境確保条例	95
		ダイオキシン類特措法	3
	特定施設 氏名変更届 廃止届等	大気汚染防止法	284
		騒音規制法	111
		振動規制法	28
		北海道公害防止条例	28
		札幌市生活環境確保条例	189
		ダイオキシン類特措法	1
	特定粉じん	特定粉じん排出等作業実施届出書	184
		特定粉じん排出等作業完了届	183
	建設作業	特定建設作業実施届	1043
		建設作業実施報告書	319
	PRTR	PRTR 法届出	396
		札幌市生活環境確保条例（報告書）	335
		札幌市生活環境確保条例（マニュアル）	10
	その他	公害防止管理者	13
		電気事業法	100
		大店立地法	15
		開発事業・土取り等協議書	26
		建設リサイクル法	3549
立入調査	特定施設や特定粉じん排出等作業現場等への立入調査	486	
相談対応	市民から寄せられた相談のうち、申出人への説明等で対応を終了し、公害発生源等の第三者へ対応を要しなかったもの（苦情件数には計上していない）	419	
市民への騒音計の貸出		84	

表 7-4-2 水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下等に係る届出受理等件数（令和 2 年度）

内容		件数	
届出	水質汚濁防止法	特定施設設置届等	7
		氏名変更届、廃止届等	80
	水質汚濁防止指導要綱	自主測定	62
		管理責任者	0
	汚水放流要綱	協議申出書	2
		氏名変更届、廃止届等	7
	公害防止管理者	公害防止管理者	1
	土壌汚染対策法	土地形質変更届（4 条 1 項）	100
		その他	108
	札幌市生活環境確保条例	揚水施設	295
		地下掘削工事	61
	事業場監視	水質調査（水濁法）	44
水質調査（汚水放流要綱及び協定）		32	
水質調査（鉱山）		12	
水質調査（ゴルフ場他）		16	
現地確認	水質汚濁防止法	4	
	土壌汚染対策法	48	
通報対応	油事故	119	
	水質汚濁等	9	
問合せ対応	土壌汚染対策法	116	
	水濁法等届出関連	62	
	その他	70	

5 公害苦情件数

表 7-5-1 公害苦情件数

年 度	大 気 汚 染				小 計	悪 臭	騒 音							小 計	振 動	水 質	土 壌 汚 染 ※	そ の 他	合 計
	ば い 煙	粉 じ ん	ガ ス 等	そ の 他 ※			事 業 場	建 設 作 業	拡 声 放 送	営 業 施 設	交 通	生 活 騒 音 他	そ の 他 ※						
平成 8	51	25	0		76	49	54	62	11	10	9	3		149	30	8		13	325
9	48	12	1		61	58	18	23	5	9	3	8		66	19	1		5	210
10	73	13	1		87	53	17	10	4	4	1	9		45	8	3		4	200
11	71	6	2		79	57	14	34	8	9	17	6		88	10	4		3	241
12	122	27	5		154	155	47	44	6	9	10	30		146	23	1		8	487
13	124	22	3		149	130	49	55	8	8	3	29		152	23	2		3	459
14	114	30	11	0	155	117	65	81	12	5	22	13	18	216	38	10	1	9	546
15	88	36	2	6	132	99	38	75	6	18	12	9	27	185	37	6	1	20	480
16	60	23	2	8	93	122	53	94	10	16	14	8	30	225	47	6	4	28	525
17	71	59	3	8	141	96	59	118	18	26	7	7	28	263	70	2	2	22	596
18	69	100	2	12	183	96	48	135	14	14	12	15	45	283	62	6	2	31	663
19	84	47	2	2	135	111	47	85	7	24	10	9	40	222	48	0	2	23	541
20	51	33	3	6	93	91	59	86	11	15	14	4	41	230	37	1	1	16	469
21	44	22	1	11	78	70	46	61	15	9	9	2	37	179	36	0	0	22	385
22	33	23	0	2	58	95	43	102	16	14	9	2	35	221	30	1	0	15	420
23	37	20	1	3	61	60	35	78	2	6	7	2	25	155	36	0	1	8	321
24	41	27	2	2	72	85	38	95	5	12	3	5	19	177	40	0	0	16	390
25	20	27	0	3	50	56	29	82	7	16	6	1	33	174	36	2	0	17	335
26	30	29	4	3	66	80	57	59	8	12	2	3	26	167	34	0	0	15	362
27	35	32	1	3	71	74	48	100	15	21	4	4	24	216	45	0	0	13	419
28	25	31	3	4	63	55	39	96	18	14	9	1	37	214	69	1	2	25	429
29	18	45	1	8	72	60	35	126	14	10	12	4	29	230	43	1	2	12	420
30	27	35	3	3	68	58	39	99	8	6	14	1	29	196	73	1	0	4	400
令和元	32	46	2	9	89	73	43	92	19	9	6	6	35	210	60	2	0	19	453
2	23	41	0	14	78	68	48	132	23	22	16	9	29	279	48	1	0	23	497
年平均	56	32	2	6	95	83	43	81	11	13	9	8	31	188	40	2	1	15	423

※平成 14 年度に区分追加